◎調達機関番号　566　◎所在地番号　11
○第 21―132 号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　購入等件名及び数量　科学技術情報発信・流通総合システム　ユーザサポート業務　一式
⑶　調達件名の特質等　仕様書による。
⑷　履行期間　平成22年４月１日から平成23年３月31日まで
⑸　履行場所　仕様書による。
⑹　入札方法　落札者の決定に当たっては、総合評価落札方式をもって行うので、入札説明書に定める書類（以下「総合評価のための書類」という。）を提出すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成20・21年度の独立行政法人科学技術振興機構における競争参加資格又は国の競争参加資格（平成19、20、21年度の全省庁統一資格）において「役務の提供等」の「Ａ等級、Ｂ等級又はＣ等級」に格付けされた者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、平成22年２月１日までに下記の場所に申請すること。
〒332―0012 埼玉県川口市本町４－１－８
独立行政法人科学技術振興機構　川口本部
経理部　契約調整課　電話048―226―5617
ＦＡＸ048―226―5652
⑷　当機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所
〒332―0012 埼玉県川口市本町４－１－８
独立行政法人科学技術振興機構　川口本部
経理部　契約課　中嶋　正人　電話048―226―5612　ＦＡＸ048―226―5646
⑵　入札説明書の交付方法
上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札書の受領期限
平成22年２月８日　午前11時
⑷　開札の日時及び場所
平成22年３月５日　午後４時30分
独立行政法人科学技術振興機構　川口本部14階入札室
⑸　入札説明会の日時及び場所
平成22年１月７日　午後４時
独立行政法人科学技術振興機構　川口本部14階大会議室（出席希望者は、出席予定者を平成22年１月５日午後５時までに上記３⑴までＦＡＸにより連絡すること。）
4　入札者に求められる義務
入札に参加しようとする者は、入札説明書に示す仕様書等に基づき総合評価のための書類を作成し、これを封印した入札書に添付して、３⑶の入札書の受領期限までに提出しなければならない。総合評価のための書類は当科学技術振興機構において審査し、採用し得ると判断した書類を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。なお、総合評価のための書類について説明を求められた場合、または追加資料の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。
5　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除する。
⑶　入札執行回数　５回を限度とする。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　契約締結に当たっては、契約書を作成する。
⑹　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の入札金額を提示した入札者であって、入札説明書で指定する性能、機能、技術等の要件を全て満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。
但し、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
⑺　その他　詳細は入札説明書及び仕様書による。
6　Summary
⑴　Contracting Entity : Fujio Kano, Director of the Department of Financial Affairs, Japan Science and Technology Agency (JST)
⑵　Classification of the products to be procured : 71, 27
⑶　Nature and quantity of the services to be required : User support services for the electronic journal system, J-STAGE and its related systems ; 1 set
⑷　Implementation period : 1 April, 2010 to 31 March, 2011
⑸　Implementation place : described in the specification
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Tenderers shall be those who ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause. ②not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. ③have the Grade A, B, C qualified for participating in tenders for the "offer of services" by JST in the fiscal year, 2008 and 2009. ④not be currently under suspension of dealings by JST
⑺　Obligations of tenders : ①The tenders must prepare written proposals based on the specifications shown in the letter of explanations and submit by 11 : 00 A.M., 8 February, 2010 ②The tenders must respond to the relevant questions made by the officer in charge of contracts ; and ③JST shall conduct inspections of the said proposals.
⑻　Time limit of tender : 11 : 00 A.M., 8 February, 2010
⑼　Contact point for the notice : Masato Nakajima, Contract and Purchase Division, Department of Financial Affairs, JST, 4―1―8 Honcho, Kawaguchi-shi, Saitama 332―0012, Japan, TEL 048―226―5612.

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 21 年 12 月 18 日
独立行政法人日本原子力研究開発機構
契約部長　武藤　元久
◎調達機関番号　601　◎所在地番号　08
○第 21―1448―１号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　14
⑵　借入件名及び数量　平成22年度複写機等の基本契約（レンタル）　一式
⑶　借入件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　借入期間　平成22年４月１日から平成25年３月31日
⑸　納入場所　独立行政法人日本原子力研究開発機構　東海研究開発センター　原子力科学研究所内他
⑹　入札方法
①　入札金額は一月当たりの賃貸借料金及び保守料金を記載すること。
②　落札の決定については、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。